

同意書

平成 年 月 日

国立大学法人電気通信大学 御中

私は、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という）で、1項に定義する、大学職員等と共同で作成する著作物の取扱いについて、以下の事項について同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

1. 本同意書の用語は、次のとおりです。

- (1) 大学職員等 大学の教授、准教授、講師、助教、助手、その他の職員、その他大学と雇用関係にある者
- (2) 共同著作物 私が大学職員等と共同で作成するソフトウェア著作物のこと。「ソフトウェア著作物」とは、デジタルコンテンツ以外のコンピュータ・プログラムやデータベースの著作物、及びその設計書、仕様書、フローチャート、取扱い説明文書をいいます。
- (3) 研究契約著作物 共同著作物のうち、共同研究契約、受託研究契約、その他大学と第三者との研究契約に基づいて作成される最終研究成果物

2. 私は、本書をもって、大学が著作権を譲り受けると決定した共同著作物について、何らの手続なく、その著作権（著作権法第27条および第28条の権利も含む）の共有持分を大学に譲渡します。また私は、その共同著作物に関し、著作者人格権を行使しないことに同意します。

3. 私は、共同著作物（2項により大学に譲渡する前のもの）について、以下の事項に、あらかじめ本書をもって同意します。

- (1) 私は、共著者である大学職員等や所属研究室が、認めている範囲に従って、共同著作物を利用します。研究契約著作物については、以上に加え、当該研究契約で認められている範囲に従って、研究契約著作物を利用します。
- (2) 大学（大学に所属する者を含む）は、研究又は教育の目的で、共同著作物を無償で利用することができます。私はこの大学の利用権について、制限を課す（例えば独占的利用権を第三者に許諾する）ことはしません。
- (3) 共同著作物をもとにして、大学職員等が行う研究、大学が学外者で行う共同研究、受託研究、その他研究契約に基づく研究で、その共同著作物が改変されることについて、私は著作者人格権を行使しません。また、その改変により作成された著作物について、私は原著作者としての権利

を行使しません。

- (4) 共同著作物の著作権の共有持分を第三者に無償譲渡しようとするときは、共著者の同意を得たうえで、事前に、大学（知的財産部門）に届け出をします。またその際、大学が求めたときには、譲渡相手の第三者が本項第(2)号の大学の無償利用権を認めるように措置をとります。
- (5) 研究契約著作物について、著作権の共有持分を第三者に無償譲渡する前に、大学への著作権譲渡の届出をします。これに対して大学が著作権を譲り受けないと決定した後でなければ、著作権の共有持分を第三者に譲渡しません。